

○全国一斉パトロール実施報告(建設部局)

(件数)

		平成16年5月	平成16年10月	平成17年5月	平成17年10月
確認を行った現場数 (届出済工事、無届出工事、対象建設工事以外の合計)	建築物の解体工事	6,070	5,756	6,571	6,137
	建築物の新築工事	1,278	1,538	1,133	1,219
	建築物の修繕・模様替等工事	79	84	69	62
	土木工事等	2,126	2,537	1,885	2,240
	パトロール現場数合計	9,553	9,915	9,658	9,658
対象建設工事届出件数 (届出件数に対するパトロール件数の割合)		19,491	20,809	22,706	※3
確認を行った無届出工事の現場数 (確認を行った現場数に対する無届出工事の割合)	建築物の解体工事のうち無届出工事	61	29	44	50
	建築物の新築工事のうち無届出工事	68	87	63	55
	建築物の修繕・模様替等工事のうち無届出工事	3	6	0	1
	土木工事等のうち無届出工事	9	25	33	36
	無届出工事合計	141	147	140	142
建り法第14条に基づく助言※1 (分別解体等の不適正な実施に対して行うもの。例:建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工していない受注者等に対して行う)		14	15	39	47
上記のうち無届出(通知)工事に関するもの		0	0	0	0
建り法第14条に基づく勧告※1 (分別解体等の不適正な実施に対して行うもの。例:建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工していない受注者等に対して行う)		1	2	0	1
上記のうち無届出(通知)工事に関するもの		0	1	0	0
建り法第15条に基づく命令 (分別解体等の不適正な実施に対して行うもの。例:建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工していない受注者等に対して行う)		0	0	0	0
建り法第42条第1項に基づく報告の徴収※2 (分別解体等の適正な実施を確保するために分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収するもの。例:無届出工事や虚偽の届出がされた工事等の概要を把握するため、発注者や受注者等に対して行う)		36	29	47	42
上記のうち無届出(通知)工事に関するもの		24	22	30	23
建り法第43条第1項に基づく立入検査 (分別解体等の適正な実施を確保するために分別解体等の実施の状況に関し立入検査するもの。例:対象建設工事現場または受注者の営業所等に関係ある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する)		322	299	461	365
パトロール(人・時間)		14,986	14,924	14,633	14,367

※1：助言・勧告に従わないときには第15条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※2：関係者からの聞き取りの結果や提出された報告書、収集した資料などの内容に基づき、告発が適当であると考えられる場合は告発の対象となる。

※3：平成17年10月の対象建設工事の届出件数は、公表時点では未集計